

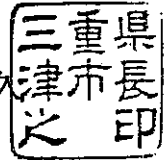


津市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更する。

平成 20 年 12 月 24 日

津市長 松田直久



1 津市あのかつ台一丁目に編入する区域

津市大里小野田町字八知 780 の 7、780 の 8、河芸町南黒田字山王 1079 の 2、1079 の 3、1079 の 5、1105、1108 の 5、1952 の 6、字内垣内 1312 の 1、1314、1315 の 1、1316 の 1、1318 の 1、1321 の 1、1323、字元里 683 の 2、1330、1330 の 1、1332 の 3、1335、1337、1338 の 15、1382 の 1、1386、1387 の 3、1387 の 4、1389、1396、1400、1403 の 2、1411 の 6、1411 の 7、1415

2 津市あのかつ台五丁目に編入する区域

津市大里小野田町字八知 780 の 1、780 の 9 から 780 の 11 まで、字下八知 881、881 の 2、886 の 1、892、919 の 2、919 の 6 から 919 の 8 まで、大里山室町字百石 778 の 2、778 の 13、778 の 14、811 の 1、河芸町南黒田字山沖 940、944、945、945 の 1、965、969 の 1、972 の 1、972 の 15、974、974 の 1、975、981、982 の 1、985、987、988 の 1、988 の 2、997、997 の 1、997 の 3、1001 の 3、1001 の 7、1002、字山王 1055 の 1、1056 の 1、1069 の 1、1070 の 1、1074、1078、1079 の 1、1079 の 4、1081 の 2